

～家族で「選挙」のこゝについて話してみよう～

「選挙」
豆知識
No.39

笛吹市のみんな、こんにちは!! 今回は「供託」について説明するよ。



供託

立候補の届出では、町村の議会議員選挙を除くすべての選挙において、候補者ごとに一定額の現金、または国債証書を法務局に預け、その証明書を提出しなければなりません。これを「供託」といいます。

候補者等の得票数が規定の数に達しなかった場合や、立候補を辞退した場合には、供託された現金などは没収され、国や地方公共団体に納められます。

■市長・市議選における供託額および没収の規定(指定都市を除く)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数
市長選挙	100万円	有効得票数×1/10未満
市議会議員一般選挙	30万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

※令和2年10月25日に予定されている笛吹市議会議員一般選挙の議員定数は、19人です。

供託は、当選を争う意思のない人が、売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度だよ。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111